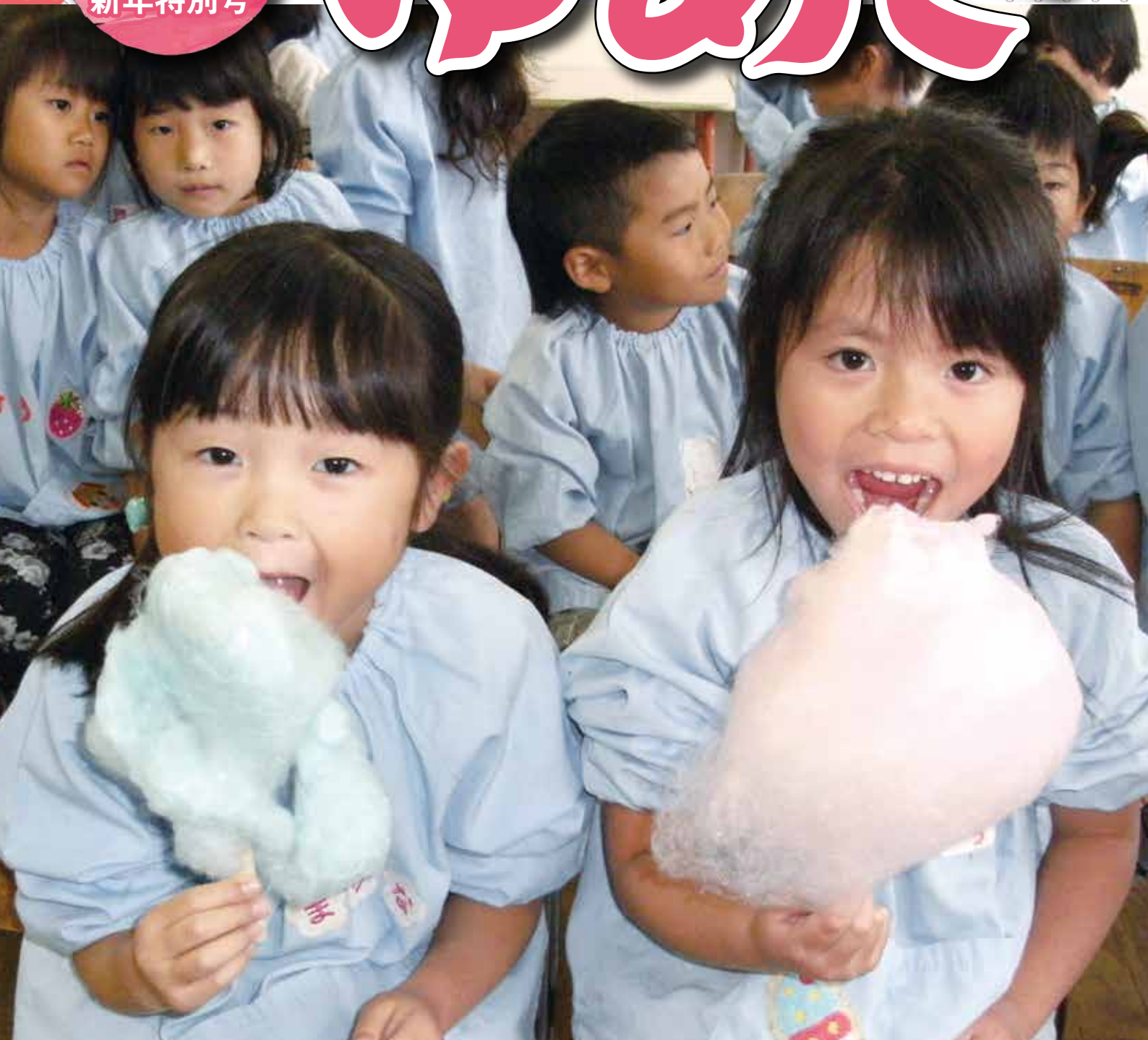


社協だより

第155号
新年特別号

ゆあさ



えがお かがや ねん

みんなの笑顔が輝く1年でありますように...

発行日 2019年(平成31年)1月
編集発行 社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会
有田郡湯浅町湯浅1675-1 湯浅町地域福祉センター内
TEL 0737-63-5175 FAX 0737-63-3304

猪突猪勇



あけましておめでとうございます。

町民の皆さまには、新しい年を健やかに迎えの事とお慶び申し上げます。

又、平素は湯浅町社会福祉協議会の運営に對しまして、格別の御理解と御協力を賜っており、誠にありがとうございます。

当会は昨年、皆さまのおかげをもちまして、社会福祉法人設立五十周年の節目を迎え、この一年を通して町民の皆さまに様々な事業で祝いしていただきました。

長年にわたり御支援をいただき、ありがとうございました。

本年からは新たな一歩を踏み出すべく、「猪突猪勇」の志で勇気を持って突き進むスタートの年になればと思います。

現在の社会は多岐に渡る福祉課題が複雑に絡み合っており、その解決には当会の基本理念でもありません。関係機関、住民の皆さまの知恵と力を結集して頂く必要があります。

「住民主体の視点に立ち、支え合いの地域力の向上と住民の皆さまの生活の安定につながる事業の開拓を積極的に推進しながら」「誰もが安心して暮らせる福祉と人権の守られた町づくり」の達成に向け、役員一丸となり邁進する事をお誓い申し上げます。

結びに、本年も当会に對する変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げますと共に、皆さまにとりまして幸多き一年となります事を心より祈念申し上げます。新春の御挨拶とさせていただきます。

湯浅町社会福祉協議会

会長 竹島 通子

役員 一同

「誰もが安心して暮らせる福祉と人権の守られた町づくり」を目指して

ともに支え合う地域づくりにむけて
「福祉防災ボランティア研修会」を開催

湯浅町社会福祉協議会では、12月2日(日)に「福祉防災ボランティア研修会」を開催し、災害発生時、当会の大きな役割となる「災害ボランティアセンター」の設置・運営に関する訓練を実践形式で行いました。

参加者の方々には、災害時に関するアンケートの聞き取り調査や、「災害時における支え合い」をテーマにグループワーク等を行って頂きました。

台風の時
避難していましたか？



困っている不安なことはないですか？



日頃からどんな取り組みを
しておけばええやろな？



避難するん難しい人もいてらな
備蓄品も用意やっとなあかんな

活動先はこちらです
気をつけて行って下さい

非常食体験
カレーライス



未来の主役は君たちだ！

湯浅小学校5年生の福祉学習

湯浅小学校5年生の「総合的な学習の時間」では、絆～地域の方とつながろう～をテーマに福祉や高齢者について学習をされています。

その取り組みの一環として、10月と11月に子どもたちが地域福祉センターに来館してくれました。

10月16日（火）：福祉について講義、地域福祉センター内の見学



【誰にでも優しく、思いやりがたくさん溢れる湯浅町になってほしいですね】

11月8日（木）・9日（金）：テイサービス利用者の方々と交流



【子どもたちが考えてきてくれたレクリエーションで交流しました】

～デイサービス「やすらぎ」便～

しんねん あ
新年明けましておめでとうございます。



いっばい笑って・のんびりお風呂・しっかり食べて・しあわせに♪

ことし
今年も「やすらぎ」で楽しく過ごしましょう♪

「やすらぎ」ではいちねんとあ、しきありあり、たの
利用者の皆さんに喜んでいただいています。



しんねんかい とし
新年会「年のはじめの初笑い」



にほん はる さくら
日本の春はやっぱり桜！



あき だいうんどうかい
秋の大運動会 (^^)



たの かい
楽しいクリスマス会



しよくじ
いつもおいしい食事 (^^)



けいろう たいめし
敬老の「めで鯛飯」

ことし わんえが お
今年も1年笑顔いっぱいの「やすらぎ」をご利用くださいますようよろしくお願ひします

こんにちは！ヘルパーアルバムです！

あけましておめでとうございます。

ほんねん りようしゃ みな
 本年も利用者の皆さまにほほえみと満足をお届けできる福祉サービスの
 ていきょう ところ
 提供を心がけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

しんねん きねん ことし としおとこ としおんな みな しょうかい
 新年を記念し、今年の年男・年女の皆さまをご紹介します。

こじんじょうほう ぼ かんてん しょうだく かな
 ＊個人情報保護の観点より、ご承諾いただいた方のみ
 しょうかい
 ご紹介となります。



にしむら みゆき
 西村 幸 (95)
 T12.1.6



とぎ まさこ
 土岐 昌子 (95)
 T12.12.5



おりく こ
 折工フミ子 (83)
 S10.2.6



とちの なおし
 栩野 直爾 (83)
 S10.2.25



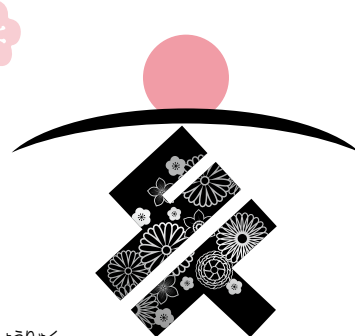
わかばやし はじめ
 若林 肇 (83)
 S10.8.18



うえやま まさこ
 上山 昌子 (83)
 S10.12.17



たかがき みさこ
 高垣美佐子 (71)
 S22.2.15



けいしょうりやく
 敬称略



い あらわ じゅうにし きいご え と にく ぶかし
 “亥”と表される十二支最後の干支「イノシシ」の肉には、昔から
 まんびょう よぼう ちから いのしし いのしし
 万病を予防する力があるとされており、亥年には「無病息災」の
 いみ ちから いみ とお けんこう
 意味もあるとされてきました。皆さんもこの意味の通り、健康で
 す ねん いの もう あ
 過ごせる1年でありますよう、お祈り申し上げます。

～ケアマネさんに聞いてみよう～

今年もまた、1年が始まりました。

年齢を一つ重ねる度に、自分について考えることはありませんか？

最近、「終活ノート」・「エンディングノート」という言葉を聞くとと思いますが、どのようなノートなのでしょう。

終活とは

自分の死と向き合うことで、最後まで自分らしい人生を送るため、残される家族のために行う準備のことです。

認知症になったとき、身の回りの事や財産管理・施設入所についてなど、自分がどうしてもらいたいかを書いておきます。

どんなことを
書いておくの？

本人・家族用 17

わたしのあしあと

あなたが歩んできた道を思い返してみよう。(学校・仕事・家族のこと など)

年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)
年	月	(才頃)

特技や資格

エピソード (～心に残る思い出で深い出来事～)

本人・家族用 18

もしもの時のために

<今後のこと>

1. 老後にしたいこと

〇過ごしたい場所
〇過ごしたい
〇ルームなどで過ごしたい
〇の家で過ごしたい
〇他()

※入所したい老人ホーム等が決まっていれば具体的に記入してください

<もしもの時にどうして欲しいか>

1. 要介護状態になった場合は
 自宅で介護してほしい
 専門の施設で介護をして欲しい
 特に希望はありません。家族に任せます

2. 胃ろうについて (胃に直接管を入れて栄養剤を注入する方法)
 胃ろうの処置をしてほしい
 胃ろうの処置をしてほしくない
 特に希望はありません。家族に任せます

3. 私の最後は
 自宅で過ごしたい
 病院やホスピスなど専門の施設で過ごしたい
 老人ホームなどで過ごしたい
 特に希望はありません。家族に任せます

4. もし死ぬかもしれない悪性の病気にかかった場合、正確な病名を
 知りたい 知りたくない

家族や周りの人が困らないよう、自分も安心できるように、いざという時のために終活について皆さんも考えてみてはどうでしょう。

この「終活ノート」について詳しく知りたい方は、社協までご連絡ください。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について

☆福祉サービス利用援助事業とは・・・

判断能力が充分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方が住み慣れた地域で安心して生活が過ごせるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳や証書等の大切な書類の管理を行うことを目的としています。

また、福祉サービス以外の日常生活上の手続きについてもできる範囲で相談や情報提供を致します。

☆どんな方が利用できるの・・・

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が充分でないため日常生活での福祉サービスのご利用や、金銭管理などがうまくできない方が対象となります。



役場等から書類が届くけど、
どう手続きをしたら良いのかわからない方

計画的にお金を使いたいが
いつもお金を使い切ってしまう方



物忘れをして預貯金通帳や
印鑑等の大切なものをどこに置いたのか忘れてしまう方

福祉サービスを利用したいが
どうすれば良いかわからない方



☆サービス内容は・・・

- ①福祉サービスに関する情報提供、利用手続き援助
- ②生活費や家賃、光熱費等の日常的な金銭管理
- ③通帳や証書等の大切な書類管理
- ④年金や手当等の届け出及び確認援助

☆援助利用料は・・・

- ①サービス1時間につき1,000円の利用料が必要になります。
但し、所得基準により減免等があります。
- ②書類等の預かりサービスは850円（月額）が必要となります。



☆本事業サービスに関する相談は・・・

湯浅町社会福祉協議会（担当：玉置）までお問い合わせください。

湯浅町から被災地へ 届け！～勇気と真心～

平成30年度被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト活動報告！

寄付金 138,976円（平成30年1月～12月）

東日本大震災をきっかけに被災地の皆さんへ「自分たちができること」の思いから始まった「被災地へプレゼントを贈ろうプロジェクト」も今回で8年目を迎えました。

本年も多くの町民の皆さまのご支援により下記の通り被災地に勇気と真心をお届けできました。ご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

お届け先	送付物品
ひろしまけんふくやまし 広島県福山市	ジュース10箱・塩飴
おかやまけんくらしきし 岡山県倉敷市	ジュース10箱・塩飴 ありだミカン10箱
やまがたけんよねざわし 山形県米沢市	ありだミカン10箱
ふくしまけんおおくままち 福島県大熊町	ありだミカン 3箱



「やすらぎ年末の集い」を開催しました



今年も12月の恒例行事である「やすらぎ年末の集い」を3日間（12月12日（水）～14日（金））開催しました。

一人親家庭・障がい児者対象の2日間には、バルーンアートの達人「有田乃みかん」さんをゲストに迎え、みんなでワイワイ楽しい作品を作りました。

ボランティアさんには、日頃の感謝の気持ちをこめてレクリエーションや余興、おいしい食事で楽しい一時を過ごしていただきました。



げんき まごころ ねんがじょう
 “いつまでもお元気で” 真心を年賀状にこめて…
 ひとりぐ こうれいしゃねんがじょうさくせいじぎょう
「一人暮らし高齢者年賀状作成事業」

ゆあさちょうしゃかいふくしきょうぎかい まいとし しょうがくせい ちょうないざいじゆう ひとりぐ こうれいしゃ ほんねんど
 湯浅町社会福祉協議会では、毎年、小学生から町内在住の一人暮らし高齢者（本年度で
 75才以上の方）の皆さまに年賀状を作成・郵送していただく「一人暮らし高齢者年賀状
 さくせいじぎょう じっし
 作成事業」を実施しています。

ほんねんど ちょうない しょうがくせい みな ていねい かわい こうろ
 本年度も町内の小学生の皆さんが丁寧にあたたかいメッセージや可愛いイラストを心を
 こめて書いていただき、真心とともに送らせていただきました。

ねんがじょう とど みな きも しょうがつ す おも
 年賀状が届いた皆さまもあたたかい気持ちでお正月を過ごされたことと思います。



【新たな社会構築システム確立の分岐点 ~平成10年代~】

経済状況は、出口の見えない不景気の真只中にあり、就職率は低下し、失業率は戦後最悪を記録するなど、重い空気が日本中を覆う状況にありました。

一方、少子高齢・核家族化は更に進行し、それにより起こり得る諸課題に対する対策も急を要す中、個人情報保護法や介護保険制度・成年後見制度等、地域住民の権利や生活を守る法整備や施策が次々と施行されました。

特に、介護保険制度の導入は、社会保障制度の根幹を変更する大規模な制度導入となったため、期待と不安が入り交じる状況下での制度開始となりました。

(平成12年の高齢化率：全国17.3%・和歌山県20.5%・湯浅町22.5%)

また、社会福祉基礎構造改革の集大成として「社会福祉法（旧：社会福祉事業法）」が施行されました。

この法によりそれまでの「措置」から、利用者自身がサービス内容を選択する「契約」への制度転換が規定され住民意識の変化も必要とされました。

- ・平成11年10月 地域福祉権利擁護事業発足
- ・平成11年11月 ゴールドプラン21・新エンゼルプラン制定
- ・平成12年4月 介護保険法施行
- ・平成12年4月 成年後見制度開始
- ・平成12年5月 児童虐待防止法公布
- ・平成12年6月 社会福祉法（旧：社会福祉事業法）施行
- ・平成15年4月 障がい者支援費制度施行
- ・平成16年10月 新潟中越地震発生
- ・平成17年4月 個人情報保護法施行
- ・平成18年3月 第1期湯浅町地域福祉計画策定
- ・平成18年4月 湯浅町老人大学開校30周年
- ・平成18年4月 障がい者自立支援法施行
- ・平成18年4月 高齢者虐待防止法施行
- ・平成19年3月 能登半島地震発生
- ・平成19年7月 新潟中越沖地震発生



【地域力と災害への備え ~平成20年代~】

長引く経済不安とともに、予想をはるかに上回る早さで進行する少子高齢化に伴う人口減少、地方部の過疎化に加えて、人間関係の希薄化が起因とされる生活困窮・孤独死・子どもの貧困等、次々と噴出する社会問題に対する取組みを迅速に進める必要性が高まっていました。

(平成27年の高齢化率：全国26.6%・和歌山県29.5%・湯浅町31.2%)

一方では、地球温暖化が引き起こす異常気象により、世界中で大規模な自然災害が頻発し日本においても大規模災害が全国で頻発しました。

そんな中、ボランティアとして現地に足を運ぶだけではなく、様々な形で被災地の復興を支えようとする人々の姿は、国が指針として示す「支え合い・助け合い」そのものでありその後の施策に大きな影響を与えることとなりました。

湯浅町では、福祉施策の基準となる地域福祉計画（第2期）・地域福祉活動計画が5ヶ年計画で策定され、それに基づき様々な取組みが進められました。

- ・平成20年 4月 後期高齢者医療制度施行
- ・平成21年10月 全国社会福祉協議会創立100周年
- ・平成21年10月 総合支援資金創設
- ・平成23年 3月 東日本大震災発生
- ・平成23年 9月 紀伊半島大水害発生（台風12号災害）
- ・平成24年 1月 県内社会福祉協議会における災害時の相互支援協定締結
- ・平成24年10月 障がい者虐待防止法施行
- ・平成25年 4月 障がい者総合支援法施行
- ・平成26年 3月 第2期湯浅町地域福祉計画・第1期地域福祉活動計画策定
- ・平成27年 4月 生活困窮者自立支援法施行
- ・平成27年 4月 介護予防・日常生活支援総合事業施行
- ・平成28年 4月 障がい者差別解消法施行
- ・平成28年 4月 熊本地震発生
- ・平成28年 4月 湯浅町制施行120周年
- ・平成28年 6月 湯浅町地域福祉センター開設20周年
- ・平成30年 2月 湯浅町社会福祉協議会法人設立50周年



【結び ~未来へ~】

戦後、類を見ないスピードで復興を果たし先進国へと成長した日本は、自由で便利な生活を手に入れ、自己実現を目指し日常生活を営める一方で、物事の価値や判断を個人の責任において選択する成熟社会へと足を踏み入れた状況にあります。

今、集団（地域社会や家族等の共同体）が持つ伝統や知恵に学び、集団に支えられながら生きてきた部分が軽視された結果、成熟すれば得られると考えられた幸福な自己実現とは矛盾する事態を招き苦しんでいる地域や人々を救済する施策が求められています。

そんな中、国の指針として示されたのが、成熟社会がもたらした負の部分を「支え合い・助け合い」ができる地域の再構築によって解消する「地域共生社会」の実現です。

湯浅町社会福祉協議会は、基本方針にも掲げる「誰もが安全で安心して暮らせる福祉と人権の守られた町づくり」の達成を命として、時代背景に即した福祉課題の解決に向けた取り組みを強力に押し進めて行くために設立された組織です。

先人たちが、強い信念の元に繋いでくださった「福祉」のバトンを、その先の未来へ着実に繋いで行くことこそが、地域福祉の発展には欠かせない使命だと感じています。

ハッピースマイル事業を開催しました

昨年、11月に町内の各保育所へ訪問し、「わたがし作り体験」をしてもらいました。子どもたちは、自分で作ったカラフルなわたがしを食べながら、「あーい！おいしい！」と、とても素敵な笑顔を輝かせていました。



※本事業は、湯浅町の未来を担う子どもたちに、健やかでやさしい心を育んでもらうことを目的に開催しました。

湯浅町善意銀行寄付者 (平成30年1月～12月)

山本 すが代 様
湯浅真宗婦人会 様
竹島 通支子 様
西山 和也 様
垣内 邦美 様
西田 忠信 様
匿名 様

匿名 様
匿名 様
深専寺婦人会 様
上田 栄一 様
吉川 区 様
坂本 美恵子 様
六川 又イ子 様

成田 透 様
北磯漁船組合 様
横貫 一郎 様
やすらぎサロン 様
匿名 様
網谷 晋吉 様
橋本 清和 様

＝ご寄付いただきました皆様に心から御礼申し上げます＝

心配ごと・弁護士相談所の開設について

開設日時 平成31年2月5日(火)

午前9時30分～11時30分

開設場所 湯浅町地域福祉センター



※事前予約は1月11日(金)からの受付となります。

※弁護士相談は午後1時からとなります。また、10件までの受付となります。

弁護士相談を希望される方は、午前中に開設する「心配ごと相談」にて、相談内容を整理する必要がありますので予めご了承ください。

※当相談所の規程に基づき秘密は厳守致します。また、相談費用は無料です。



心配ごと相談とは・・・

湯浅町社会福祉協議会から委嘱を受けた「心配ごと相談員」のみなさんが日常生活における相談をお受けします。

相談にあたっては関係機関と連携しながら問題解決に努めます。



平成31年1月中旬～2月の予定

- | | | | |
|----|-----|-----|------------------------------|
| 1月 | 8日 | (火) | 心配ごと相談 (地域福祉センター) |
| | 11日 | (金) | 町老連新年会 (湯浅城) |
| | 18日 | (金) | 老ク・ゲートボール部新年初打ち会 (なぎの里GB場) |
| | 25日 | (金) | 老人大学 (総合センター) |
| | 28日 | (月) | 老ク・グラウンドゴルフ部新年初打ち会 (町民グラウンド) |
| 2月 | 5日 | (火) | 心配ごと・弁護士相談 (地域福祉センター) |
| | 14日 | (木) | やすらぎ家族会 (へそまがり) |
| | 15日 | (金) | 老人大学 (総合センター) |

